

美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成24年7月6日

美作市長 安東 美孝 様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判 野 裕 作

平成24年4月6日付美作ク建第1号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第1号

美作クリーンセンター建設に伴う用地及び立木取得一覧表(以下「文書1」という。)及び土地取得特別会計平成22年度(繰越明許予算)契約一覧表(以下「文書2」という。)の公開請求に対し、部分公開とした決定(美作ク建第78号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

- 1 美作ク建第78号に係る部分公開決定のうち、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄の記載を開示しないとした部分、及び文書2の所有者欄、住所欄を開示しないとした部分は、いずれも不当である。
- 2 美作ク建第78号に係る部分公開決定のうち、第1項に係る部分以外の部分は、妥当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成24年2月2日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、美作クリーンセンター建設用地の売買契約者一覧表(契約者の住所氏名、取得地番と地積、買取価格等)について、公文書公開請求をした。

2 部分公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を、文書1及び文書2と特定した。

そして、美作市長は、文書1の一部及び文書2の一部について、条例第9条第2号に該当するとして非公開とし、その余の部分を公開するとの部分公開決定(美作ク建第78号)を、平成24年2月10日に行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該部分公開決定を通知した。

3 異議申立て

上記2の部分公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成24年3月27日、部分公開決定によって非開示とされた部分の全部について、公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成24年4月6日、条例第12条第1項に基づ

き、当審査会に対し、諮問第1号に係る諮問を行った。

また、異議申立人は、美作市長に対し、平成24年4月27日、「異議申立て理由の追加について」という表題の下、異議申立ての理由を追加する内容の文書を提出した。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成24年4月25日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、部分公開決定についての理由説明書を提出した。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成24年5月25日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成24年6月14日、平成24年度第1回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第1号について協議を行った。

第3 申立人の主張の概要

1 文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載について

文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載内容は、いずれも、不動産登記簿に登録され公示されているものであるから、条例第9条第2号ア所定の「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」に該当する。

よって、これらの記載は、条例上非開示情報には該当しないから、公開され

るべきである。

2 文書1及び2の用地買収価格に関する記載について

文書1及び2の用地買収価格に関する記載は、最判平成17年7月15日及び最判平成17年10月11日より、非開示情報には該当しないとされている。

これらの最高裁判決は、いずれも土地開発公社による用地買収に関する事案であるが、土地開発公社による買収であれ、地方公共団体による直接の買収であれ、情報公開の必要性については何ら変わらない。なぜなら、公正であるべき公共用地の買収金額について、両者に違いがあることは、その実態からして許されるべきではないからである。

第4 美作市長の主張の概要

1 文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載について

文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載は、いずれも、不動産登記簿で公示され、何人でも閲覧することができる情報である。よって、条例第9条第2号ア所定の「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」に該当する。

しかし、本事業の性質上、安易に市が用地の提供者の情報を公開することにより、その提供者に対する外部的な圧力や働きかけを招き、個人の生活に損害を与えるおそれがあるため、個人の尊厳を守るという観点から、条例第9条第2号アに該当するものの、例外的に非開示とすべきである。

2 文書1及び2の用地買収価格に関する記載について

文書1及び2の用地買収価格に関する記載は、条例第9条第2号の「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができる」と認められるものに該当するから、非開示とすべきである。

第5 当審査会の判断

1 文書1の登記簿所有者欄，契約者住所欄，契約者名欄，及び文書2の所有者欄，住所欄の記載について

(1) 条例第9条第2号ア該当性について

文書1の登記簿所有者欄には，美作クリーンセンター建設に係る用地について，登記簿上所有者として記載されている人物の氏名が記載されている。また，文書1の契約者住所欄，契約者名欄には，それぞれ，美作市が美作クリーンセンター建設に係る用地の売買契約を締結した人物の住所及び氏名（複数人の共有に係る場合には，各人の共有持分割合も含む。）が記載されている。なお，登記簿所有者欄に記載されている氏名と契約者名欄に記載されている氏名とは，基本的には同一であるが，登記簿上所有者とされている者が死亡し，共同相続人がその所有権を取得したため，両者の記載が異なっている土地が数筆存在する。

また，文書2の所有者欄，住所欄には，美作市が美作クリーンセンター建設に係る用地の売買契約を締結した人物の住所及び氏名（複数人の共有に係る場合には，各人の共有持分割合も含む。）が記載されている。

文書1及び2のこれらの記載部分について，当審査会において，該当する土地の不動産登記簿謄本を取得し，その記載内容を確認した。

その結果，文書1の登記簿所有者欄，契約者住所欄，契約者名欄，及び文書2の所有者欄，住所欄の記載は，いずれも，不動産登記簿謄本の所有者の欄に履歴事項として記載されている人物の氏名及び住所と同一であることを確認した。

また，登記簿上所有者とされている者が死亡し，共同相続人がその所有権を取得した土地については，美作市が，共同相続登記申請手続を共同相続人に代位して行った。そのため，当審査会は，共同相続人の氏名及び住所が，

いずれも、不動産登記簿謄本の所有者の欄に履歴事項として記載されている人物の氏名及び住所(異議申立人が本件の公文書公開請求を行った時点で記載されているもの)と同一であることを確認した。

以上のとおり、当審査会が確認したところ、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載は、いずれも、不動産登記簿に記載されているものである。

よって、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載は、いずれも、条例第9条第2号アの「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」に該当する。

(2) 条例第9条第2号アに例外を認めることができるか否かについて

美作市長は、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載が、いずれも条例第9条第2号アの「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」に該当することを認めつつ、本事業の性質上、安易に市が用地の提供者の情報を公開することにより、その提供者に対する外部的な圧力や働きかけを招き、個人の生活に損害を与えるおそれがあるため、個人の尊厳を守るという観点から、条例第9条第2号アに該当するものの、例外的に非開示とすべきである旨主張する。

しかし、条例第9条は、その柱書で「実施機関は、第5条の規定による請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。」とし、同条第2号で「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができる」と認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」とした上で、同条号アで「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」と定めており、同条号アには法文上例外が設けられていない。

こうした条例第9条第2号アの定め方からすると、ある情報が条例第9条

第2号アに該当する場合、実施機関は例外なく当該情報を公開しなければならないというべきである。美作市長は、個人の尊厳を守るという観点から例外を認めるべきであると主張するが、条例第9条第2号アに明文の根拠なく例外を認めることは、条例の解釈上不可能だと言わざるを得ない。

したがって、条例第9条第2号アに例外を認めることはできない。

(3) 条例第9条第4号該当性について

条例第9条第4号は、「公開することにより、個人の生命、身体、財産等の利益の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」を公開しないことができると定めている。

美作市長は、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載について、条例第9条第4号に該当するとの明示的な主張をしていない。しかし、その主張内容から、条例第9条第4号に該当するとの主張を黙示的に行っているとも考えられるので、以下、念のため、条例第9条第4号該当性についても検討する。

美作クリーンセンターの建設に対しては、今も一部住民から根強い反対意見がある。そのため、今後、同施設の建設に反対する住民が、反対運動の一環として、同施設の建設用地を美作市に提供した住民を訪ね、同施設の建設に反対するよう署名を求める等働きかけを行うことが懸念される。こうした働きかけが行われた場合、同施設の建設用地を美作市に提供した住民は、その私生活上の平穏を害されることになる。

しかし、こうした働きかけは、それ自体犯罪行為に該当するものではないから、こうした働きかけがされるおそれがあることをもって、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるということとはできない。

よって、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載は、条例第9条第4号には該当しない。

(4) 小括

以上より、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載を開示すべきとする異議申立人の主張には理由がある一方、この点に関する美作市長の主張には理由がないから、美作市長がした部分公開決定のうち、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄、及び文書2の所有者欄、住所欄の記載を開示しないとした部分は、不当である。

2 文書1及び2の用地買収価格に関する記載について

(1) 3つの判例

ア 最判平成17年7月15日(判例1)

□ 事案の概要

名古屋市の住民Xが、名古屋市公文書公開条例に基づき、名古屋市長Yに対し、名古屋市土地開発公社が市の委託により将来市に譲渡することを予定して先行取得を行い保有している土地に関する一覧表の公開を請求したところ、一部非公開決定がされた。Xが一部非公開決定の取消しを求めてYを訴えた。

□ 判旨

- a 土地開発公社が個人から買収した土地の買収価格に関する情報は、公有地の拡大の推進に関する法律7条の適用により、同価格が地価公示法6条の規定による公示価格を基準として算定されたという事実関係の下においては、名古屋市公文書公開条例9条1項1号にいう個人の所得又は財産に関する情報であって「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たらない。
- b 土地開発公社が土地を買収した際に個人に対して支払った建物、工作物、立木、動産等に係る補償金の額に関する情報は、建物の内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細及び上記個人がどの

ような工作物，立木，動産等を有するかが外部に明らかになっているものではないなど判示の事情の下においては，名古屋市公文書公開条例9条1項1号にいう個人の所得又は財産に関する情報であって「通常他人に知られたくないと認められるもの」に当たる。

イ 最判平成17年10月11日(判例2)

□ 事案の概要

奈良県の住民Xが，旧奈良県情報公開条例に基づき，奈良県知事Yに対し，奈良県土地開発公社が県の依頼により土地の先行取得を行った案件に関する文書の開示を請求したところ，一部非開示決定がされた。Xが一部非開示決定の取消しを求めてYを訴えた。

□ 判旨

- a 土地開発公社が個人から買収した土地の買収価格に関する情報は，公有地の拡大の推進に関する法律7条の適用により，同価格が地価公示法6条の規定による公示価格を基準として算定されたなど判示の事実関係の下においては，旧奈良県情報公開条例10条2号イの「公表することを目的として実施機関が作成し，又は取得した情報」に当たり，同号所定の非開示情報に当たらない。
- b 土地開発公社が土地を買収した際に個人に対して支払った建物，工作物，動産，植栽等に係る補償金の額に関する情報は，建物の内部の構造，使用資材，施工態様，損耗の状況等の詳細及び上記個人がどのような工作物，動産，植栽等を有するかが一般人に明らかになっているものではないなど判示の事情の下においては，旧奈良県情報公開条例10条2号所定の非開示情報に当たる。

ウ 最判平成18年7月13日(判例3)

□ 事案の概要

Xらが，大阪府情報公開条例に基づき，大阪府知事Yに対し，大阪府

土地開発公社による公共事業用地の代替地の取得又は処分に関する文書である「平成11年度代替地取得及び処分協議決裁文書」等の公開を請求したところ、一部非公開決定がされた。Xが一部非公開決定の取消しを求めてYを訴えた。

□ 判旨

府が個人から取得した事業用地の取得価格、府の土地開発公社が個人から取得し又は個人に譲渡した事業用地の代替地の取得価格及び譲渡価格並びに上記公社の土地評価審査会が上記代替地の評価額を答申した際の評価答申額等に関する情報は、①府における事業用地の取得は、地価公示法6条の規定による公示価格との均衡を失することのないよう配慮された客観的な価格として算定された価格を上限とし、正常な取引価格の範囲内で決定されていること、②上記公社による代替地の取得価格及び譲渡価格は、公示価格を基準とし、公示価格がない場合又はこれにより難しい場合は近傍類地の取引価格等考慮した適正な価格によるものとされていること、③上記評価答申額等は、上記公社による代替地の取得価格及び譲渡価格と同額である場合が多く、これらの価格から推知されるものであることなど判示の事情の下においては、大阪府情報公開条例9条1号所定の非公開情報である「個人の財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」に当たらない。

(2) 3つの判例における理由付け

判例1ないし3は、土地開発公社が個人から買収した土地の買収価格は非公開情報には当たらないと判断した。

その理由の概要は、

- ① 買収価格は地価公示法6条の規定による公示価格を基準とするよう法

令で定められている。

それゆえ、

② 買収価格に売買当事者間の自由な交渉の結果が反映されることは比較的少ない。

そうすると、

③ 買収価格は、一般人がおおよその見当を付けられる客観的なものであるから、性質上公開に親しまないような個人情報には該当しない。

である。

これに対し、判例1及び2は、建物や工作物等に対する補償金の額は非開示情報に当たると判断した。

その理由の概要は、

① 個人がどのような工作物等を有するかは公示されるものではなく、必ずしも一般の目に触れるものではない。また、建物については、一般人は外部から観察できるにとどまり、建物の内部の構造等詳細を知ることができない。

そうすると、

② 補償額は、一般人がおおよその見当を付けられるものではないから個人として通常他人に知られたくないと望むものである。

である。

この点、異議申立人は、判例1ないし3の結論の一部分のみをもって、用地買収の価格に関する情報が非公開情報には該当しない旨主張する。しかし、判例1ないし3は、上記のような理由を経た上で、用地買収の価格が個人情報に該当しないと結論を導いたのであって、美作クリーンセンター建設に係る用地買収について、同様の理由付けが妥当するか否かを検討することなく、異議申立人の主張を理由があると認めることはできない。

そこで、以下、判例の理由付けが、美作クリーンセンター建設に係る用地

買収について妥当するか否かを検討する。

(3) 判例の理由付けを踏まえた本件の検討

ア 美作クリーンセンターの用地買収価格に対する法規制

土地開発公社が都市計画区域内に所在する土地を取得する場合、所在・面積・譲渡予定価格・相手方等を都道府県知事に届け出なければならない(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項)。そして、その場合の取得価格は、地価公示法6条の規定による公示価格を規準として算定した価格としなければならない(同法7条)。

しかし、美作クリーンセンター建設に係る用地は、いずれも、都市計画区域外に所在する土地であって、公有地の拡大の推進に関する法律4条1項各号に掲げる土地のいずれにも該当しない。

したがって、美作クリーンセンター建設に係る用地の取得について、公有地の拡大の推進に関する法律4条1項に基づく岡山県知事への届出は不要である。そのため、同法7条の適用もないから、美作クリーンセンター建設に係る用地の取得について、取得価格を地価公示法6条の規定による公示価格を規準として算定した価格としなければならないわけではない。

ここで、平成23年度諮問第5号に係る答申において、当審査会は、美作クリーンセンター建設に係る用地を美作市が地権者から直接取得したことから、同法4条1項の適用はなく、したがって同法7条の適用もないと述べた。

しかし、同法で「地方公共団体等」には地方公共団体のみならず土地開発公社も含まれている(同法2条2号)から、美作市が地権者から直接用地を取得したことを理由として、美作クリーンセンター建設に係る用地の取得に同法7条の適用がないとの結論に至るわけではない。平成23年度諮問第5号に係る答申のうち、この点に関する部分は、理由として適切では

ないので、この答申をもって上記のとおり訂正する。

もつとも、こうした理由付けの相違は、美作クリーンセンター建設に係る用地の取得について、同法7条の適用がないとの結論には何ら影響を与えるものではないから、平成23年度諮問第5号に係る答申の結論には変更すべき点はない。

イ 美作クリーンセンター用地買収価格の決定手続

美作市は、地権者に対して用地買収価格を提案するにあたり、買収面積が広範囲にわたることや事業規模の大きさ及び事業の重要性に鑑み、公示価格のみならず、個々の土地の形状、現況地目の判定や位置関係など、各種の評価条件や価格形成要因を反映させた不動産鑑定を行うよう、岡山県不動産評価センターに対して依頼した。

そして、美作市用地補償評価委員会が開催され、上記のとおり種々の価格形成要因が反映された不動産鑑定の結果を踏まえて審議が行われた。その結果、用地買収価格について、同委員会より同意を得た。

ウ ア及びイのまとめ

上記ア及びイから、美作クリーンセンター建設に係る用地の取得に際しては、公示価格を規準としなければならないわけではない。また、買収した土地は広範囲にわたり、それぞれ種々の価格形成要因を踏まえて用地取得価格が決定されたといえることができる。

したがって、美作クリーンセンター建設用地の買収価格の決定に際して、公示価格のみを規準として価格が決定されたわけではなく、売買当事者間の自由な交渉の結果が反映されることが少ないとは言い難い。

(4) 小括

以上から、

- ① 買収価格は地価公示法6条の規定による公示価格を基準とするよう法令で定められている。

それゆえ、

- ② 買収価格に売買当事者間の自由な交渉の結果が反映されることは比較的少ない。

そうすると、

- ③ 買収価格は、一般人がおおよその見当を付けられる客観的なものであるから、性質上公開に親しまないような個人情報には該当しない。

といった判例1ないし3の理由付けは、本件には妥当しないといえることができる。

他方、用地買収に付随して補償がされた立木、建物その他の工作物等のうち、立木については、毎木調査法ではなく標準地調査法を参考にしつつ、様々な条件や状況等が補償金額の決定に際して考慮されているから、補償金額について、当事者間の自由な交渉の結果が反映されることが少ないとは言い難い。また、建物その他の工作物等については、その詳細な内容を外部からの観察によって把握することは不可能であるから、補償金額について、一般人がおおよその見当を付けられるものではないといえることができる。

したがって、判例1及び2が、建物や工作物等に対する補償金の額を非開示情報に当たると判断した。

- ① 個人がどのような工作物等を有するかは公示されるものではなく、必ずしも一般の目に触れるものではない。また、建物については、一般人は外部から観察できるにとどまり、建物の内部の構造等詳細を知ることができない。

そうすると、

- ② 補償額は、一般人がおおよその見当を付けられるものではないから個人として通常他人に知られたくないと望むものである。

という理由付けが、むしろ本件に妥当するといえることができる。

よって、判例の理由付けを踏まえると、文書1及び2の用地買収価格に関

する記載について、条例第9条第2号の個人情報に該当し、同条号アないしエに該当する事情は認められないから、この部分を非開示とした美作市長の決定は、妥当である。

3 まとめ

以上から、当審査会は、

- ① 部分公開決定のうち、文書1の登記簿所有者欄、契約者住所欄、契約者名欄の記載を開示しないとした部分、及び文書2の所有者欄、住所欄を開示しないとした部分は、いずれも不当である。
 - ② 部分公開決定のうち、その余の部分は、妥当である。
- と判断し、第1記載のとおり結論に至った。

以上

区分	所在地	地目(公債)	面積(㎡)	面積(㎡)	用途	備考
1	茨城県 茨城県水戸市山333番	田	2,584		住宅	
	茨城県水戸市山333番	原野	272			
	茨城県水戸市山333番	山林	2,308			
	茨城県水戸市山333番	山林	5,939			
	茨城県水戸市山333番	山林	164			
	小計		11,367			
2	茨城県水戸市山336番	山林	3,201			
	茨城県水戸市山336番	山林	2,042			
	小計		5,243			
3	茨城県水戸市山377番	山林	285			
	茨城県水戸市山377番	山林	5,270			
	小計		5,555			
4	茨城県水戸市山377番	山林	2,711			
	茨城県水戸市山377番	山林	469			
	茨城県水戸市山377番	山林	1,468			
	茨城県水戸市山377番	山林	1,722			
	茨城県水戸市山377番	山林	1,393			
	茨城県水戸市山377番	山林	337			
	茨城県水戸市山377番	山林	185			
	茨城県水戸市山377番	山林	361			
	茨城県水戸市山377番	山林	302			
	茨城県水戸市山377番	山林	1,622			
	小計		13,950			
5	茨城県水戸市山386番	山林	185			
	茨城県水戸市山386番	山林	361			
	茨城県水戸市山386番	山林	302			
	茨城県水戸市山386番	山林	1,622			
	茨城県水戸市山386番	山林	2,172			
	小計		3,942			
6	茨城県水戸市山395番	山林	4,508			
	茨城県水戸市山395番	山林	844			
	茨城県水戸市山395番	山林	844			
	小計		6,196			
7	茨城県水戸市山445番	山林	827			
	茨城県水戸市山445番	山林	2,271			
	小計		3,098			
8	茨城県水戸市山451番	山林	1,695			
	茨城県水戸市山451番	山林	377			
	小計		2,072			
9	茨城県水戸市山451番	山林	1,695			
	茨城県水戸市山451番	山林	377			
	小計		2,072			
10	茨城県水戸市山451番	山林	1,695			
	茨城県水戸市山451番	山林	377			
	小計		2,072			
11	茨城県水戸市山451番	山林	1,695			
	茨城県水戸市山451番	山林	377			
	小計		2,072			
12	茨城県水戸市山451番	山林	1,695			
	茨城県水戸市山451番	山林	377			
	小計		2,072			
13	茨城県水戸市山451番	山林	1,695			
	茨城県水戸市山451番	山林	377			
	小計		2,072			

土地取得特別会計 平成22年度(繰越明許予算)契約 一覧表

番号	大字	字	地番	台帳地目	現況地目	地積	漬地面積	単価	土地金額	単価	立木金額	合計金額	所有者	住	所
1	杉原	飛込	243	山林	山林	2,444	204.96								
	杉原	飛込	246	原野	山林	74	24.09								
2	杉原	飛込	244	山林	山林	522	48.40								
	杉原	岩坪	257	田	畑	472	13.51								
	杉原	岩坪	228	畑	畑	68	68.00								
	杉原	岩坪	265	田	田	694	156.43								
3	杉原	岩坪	264	田	田	924	59.62								
4	杉原	岩坪	297	田	田	349	28.45								
5	杉原	岩坪	227	田	田	316	316.00								
6	杉原	岩坪	266-1	田	田	883	32.01								
7	杉原	岩坪	229	山林	山林	17	17.00								
8	豊久田	久保田	3625	原野	山林	1,126	1,126.00								
9	豊久田	久保田	3627	原野	山林	663	663.00								
計							2,757.47 m2	2,175,593	1,041,726	3,217,318					